

## 無料検査を開始される事業者の皆様へ

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
企画第2班

### 1 無料検査開始前の確認事項について

無料検査は、国や県の定める要領、要綱等に基づいて実施していただく必要があります。要領、要綱等は、県HPに掲載していますので、開始前に必ず確認をお願いします。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html>

特に、以下の項目については、漏れのないようにお願いします。

- 県HPに掲載の下記の資料の内容を確認し、検査を管理する方(検査管理者)を定めてください(複数人可)。
    - ・PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項【PCR検査等を実施する場合】
    - ・ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱【抗原定性検査を実施する場合】
  - 抗原定性検査を実施する場合、必ず薬事承認を受けたキット(体外診断用医薬品)を使用してください(研究用を用いることはできません)。ただし、体外診断用医薬品であっても、インフルエンザウイルスと同時検出が可能な製品及び検体として唾液を用いる製品を無料検査で使用することはできませんので、御注意ください。
  - 抗原定性検査を実施する場合、製品(メーカー)ごとに検査手順(検体採取や試料調製の方法、何滴滴下して何分待つかなど)が異なるため、必ず各製品の添付文書、メーカー作成のパフレットなどを確認し、定められた手順どおりに検査を実施してください。
- ※通常、添付文書は電子化され、製品に同封されていませんので、添付ナビ、PMDAウェブサイト又はメーカーウェブサイトから、最新の添付文書を入手・印刷し、いつでも参照できるようにしておいてください。
- PMDA 体外診断用医薬品 情報検索  
<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/ivdSearch/>
- (外国製の製品の場合、英語の説明書が同封されている場合がありますが、これは添付文書ではありません。)
- 無料検査の対象者等についての留意点が記載されていますので、「検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A【実施事業者用抜粋版】」

の内容を確認してください。

- 受検者には必ず検査申込書を記載させてください（県 HP に様式を掲載しています）。定着促進事業の終了に伴い、9月1日から変更となりました。県 HP 掲載の最新のものを使ってください。
- 抗原定性検査、PCR 検査等、検査種別を問わず、検査結果通知書を必ず受検者に交付してください（県 HP に様式を掲載しています）。ただし、一般検査事業での受検で、受検者から検査結果通知書の交付が不要との申し出があった場合は、この限りではありません。

## 2 無料検査で陽性となった方への対応について

感染拡大を防止し、本事業を効果的なものとするためには、無料検査で陽性となった方を確実に医師の診断につなげることが重要です。 ついては、以下のとおり対応願います。

### 【医療機関の場合】

無料検査で陽性となった方に対しては、医師が必要な診察等を実施し、感染者と診断した場合は、感染症法に従い発生届の提出（発生届出の対象でない場合は、年代別・総数報告）を行ってください。

### 【薬局の場合】

無料検査の抗原定性受検者で陽性となった方に対しては、県作成の「無料検査で陽性となった方へ」を用いてその後の対応を説明し、確実な医療機関の受診につなげてください。

また、無料検査の PCR 検査受検者で陽性となった方に対しては、県作成の「PCR 検査で陽性となった場合の対応方法」を用いてその後の対応を説明し、陽性者登録か医療機関の受診につなげてください。

### 【衛生検査所の場合】

「改正後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者に対する協力要請等について」（令和3年2月10日付け厚生労働省医政局長・健康局長通知）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000737650.pdf>）を踏まえ、あらかじめ、提携医療機関（自費検査提供者自身又は自費検査提供者から委託された機関が行う検査の結果を用いて陽性に係る診断を行うことを前提として、自費検査提供者と提携契約等を結んでいる医療機関）を定め、検査結果が陽性となった受検者に対しては提携医療機関への受診を勧奨してください。なお、各種事情により、提携医療機関の受診が困難な陽性者に対しては、薬局と同様、抗原定性受検者で陽性となった方については、県作成の「無料検査で陽性となった方へ」を用いてその後の対応を説明し、確実な医療機関の受診につなげてください。

無料検査の PCR 検査受検者で陽性となった方については、県作成の「P C

R検査で陽性となった場合の対応方法」を用いてその後の対応を説明し、陽性者登録か医療機関の受診につなげてください。

※無料検査の検査結果をメール等で通知する場合であっても、陽性者には電話で個別に連絡するなど、確実に医師の診断につながるよう十分留意してください。なお、陽性者への対応状況について、個別に確認を行うこともありますので、御了知願います。

### 3 毎週の検査件数の報告について

毎週月曜に1週間（前週の月曜から日曜まで）の検査件数及び陽性者数を、電子申請フォームにて報告してください。

詳しくは、福岡県 HP を御確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html#3-2>

### 4 無料検査検索サイトについて

県 HP では様々な条件で無料検査の実施場所を検索できるようになっています。

実施計画書に記載された内容を初期値として掲載していますので、下記のマイページからログインの上（ID 及びパスワードは別途連絡）、掲載情報の御確認をお願いします。また、検査の受付状況や予約の要否等、必要に応じて情報の更新をお願いします。

※県 HP（無症状者を対象とした無料検査の実施について）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/muryoul.html>

→「無料検査の実施場所の検索はこちらから」から検索サイトに移動。

※マイページ ログイン URL

<https://covid19-testing.pref.fukuoka.lg.jp/facility/facilities/login?redirect=%2Ffacility>

※【参考】無料検査検索サイトについて（別添のとおり）

### 5 実施内容を変更する場合の手続（実施計画書の変更申請、変更届出）について

県 HP を御参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html#3-3>

### 6 補助金の申請（交付申請及び実績報告書）について

県 HP を御参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html#3-4>

## 7 書類の整備保存について

「実績報告及び交付申請書」の証憑書類として、以下のような書類は5年間保存してください(実施要領第9条第2項、登録要綱第6条、交付要綱第8条)。

- ・検査申込書
- ・抗原定性検査キットの納品伝票・支払記録(領収書等)【抗原定性検査を実施する場合】
- ・衛生検査所等に対する支払記録(領収書等)、衛生検査所等からの検査結果通知【PCR検査等を実施する場合】

## 8 事業の適正な実施について

- ・週次報告では、正確に件数を報告してください。実績報告書の検査件数と週次報告の件数が整合しない場合には、確認をさせていただきます。  
(無料検査対象外の方に対して実施した有料検査の件数を含めないよう、十分留意してください。)
- ・虚偽の報告を行った場合や適正に事業を実施していない場合には、登録の取消しや補助金の返還となる場合があります(登録要綱7条、交付規則第17条)。

## 9 調査について

県では、各事業所に対して、実地に、又は書類の提出を求め、実施状況の調査を実施しています(登録要綱6条、交付要綱6、8条)ので、上記7記載の書類は常に整理し、提出できるようにしてください。

## 10 実施事業者に対して県からこれまでに発出している通知等について

県HPにこれまでに発出した通知を掲載しておりますので、御確認ください。

※本資料中、要領等の名称は以下のように略しています。

実施要領…新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進交付金に係る実施要領

交付規則…福岡県補助金等交付規則

登録要綱…福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業実施事業者登録要綱

交付要綱…福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金交付要綱

## 【参考】無料検査検索サイトについて

検索サイトの項目一覧です。

受付状況等の情報を更新・公開する際の参考としてください。

項目	編集可否	備考
ID (非公開項目)	編集不可	変更不可です。ご了承ください。
検査場所名	編集不可	万が一、誤りがありましたら事務局までご連絡ください。
郵便番号	編集不可	
住所	編集不可	
電話番号	任意	実施事業者の受付電話番号
Web ※ある場合	任意	実施事業者のウェブサイトの URL(※ある場合)
PCR_受付状況	※1	「○(受付可)」、「△(受付枠少ない)」、「×(受付中止中)」、「※要問合せ」、「※重要なお知らせ参照」等から選択
抗原定性_受付状況	※1	「○(受付可)」、「△(受付枠少ない)」、「×(受付中止中)」、「※要問合せ」、「※重要なお知らせ参照」等から選択
車内での検体採取 (ドライブスルー)	編集不可	変更を希望される場合、変更申請書の提出をお願いします。
重要なお知らせ	※2	開始時期、受付時間、予約要否、営業時間、駐車場の有無等を自由に記載

※1：当初申請時に実施申請していない場合、編集不可です。新たに実施する場合、または取りやめる場合は、変更申請書（様式は当初申請時と同様）の提出をお願いします。

※2：営業時間については、事業者毎に曜日、時間帯等が異なることから定型的な項目として設けていないため、「重要なお知らせ」への記載をお願いします。